

## 特定個人情報保護評価書（予防接種事務全項目評価書）（素案）の概要

### 1 評価書作成の概要

予防接種に関する事務において、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報）を保有しており、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報に係るリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じるため「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）」を作成し、特定個人情報の取扱いや情報漏えい、その他のリスクを分析し、リスクを軽減するための措置等を公表する。

住民からの意見を受けた後、有識者からなる第三者機関（姫路市個人情報保護審議会）での点検、国の特定個人情報保護委員会への評価書の提出を経て、公表する。

### 2 背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）並びに、番号法に基づき制定された特定個人情報保護評価に関する規則及び指針において、特定個人情報保護評価について、特定個人情報保護評価書を公表し、広く国民の意見を求めるものとして定められていることから、本市においては「市民意見提出手続き」を実施する。

### 3 評価書公表の目的

特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えい、その他のリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講じることを公表し、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止していることを宣言することで、住民の信頼を確保する。

### 4 評価書の内容

#### （1）作成する特定個人情報ファイル

##### ①ファイル名

予防接種事務関連ファイル（評価書 3 ページ上段）

##### ②目的

予防接種の実施状況の的確な把握、予防接種勧奨、健康被害が発生した際の迅速な救済等

##### ③内容

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、予防接種歴など

(2) 実施するリスク対策 (評価書 14 ページ～ 26 ページ)

① 特定個人情報の入手

- ・ 目的外の入手リスク
- ・ 不適切な方法での入手リスク 等

② 特定個人情報の使用

- ・ 目的を超えた紐付け
- ・ 事務に必要な情報との紐付けのリスク 等

③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・ 委託先による特定個人情報の不正入手
- ・ 不正な使用に関するリスク 等

④ 特定個人情報の提供・移転

- ・ 不正な提供・移転が行われるリスク

⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続

- ・ 不正な提供が行われるリスク
- ・ 不適切な方法で提供されるリスク 等

⑥ 特定個人情報の保管・消去

- ・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 等

⑦ 監査

- ・ 自己点検
- ・ 監査

⑧ 従業員に対する教育・啓発

5 評価書作成の時期

一定期間 (5年) ごと、重要な変更のあった時